

○富加町ホームページ広告掲載基準

平成23年8月1日

告示第13号

改正 平成29年3月13日告示第8号

(趣旨)

第1条 この基準は、富加町ホームページ(以下「町ホームページ」という。)にバナー広告(以下「広告」という。)を掲載するに当たり、富加広告掲載要綱(平成23年富加町告示第11号。以下「要綱」という。)に規定するもののほか、広告の規格等、掲載料金その他必要な事項について定めるものとする。

(表現における禁止事項)

第2条 次の各号のいずれかに該当する表現及びこれらに類似する表現は、広告に掲載できないものとする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタンを表示するもの
- (2) アラートマーク(「注意」「警告」等)を表示するもの
- (3) ラジオボタンを表示するもの
- (4) テキストボタン(入力できるように見えるもの)を表示するもの
- (5) プルダウンメニュー(選択肢があるように見えるもの)を表示するもの
- (6) 町ホームページのコンテンツの一部であるかのように見え、混同させるおそれがあるもの
- (7) アニメーションを使用するもの

(広告の規格)

第3条 掲載する広告の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル横130ピクセル
 - (2) 画像容量 10キロバイト以内
 - (3) 形式 gif形式又はJPEG形式
- (掲載枠数及び位置)

第4条 広告を掲載する枠数は8枠とする。ただし、同一の広告主について掲載できる広告枠は2枠までとする。

2 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(掲載の期間)

第5条 広告の掲載は原則として1か月単位とし、月の途中で広告掲載が開始された場合は、掲載開始日からその月の末日までを1か月として取り扱うものとする。また、同一の広告は年度を越えない12か月を限度に連続して掲載することができるものとする。

2 広告掲載期間中に、町の都合により町ホームページの公開が1日を越えて停止したときは、停止した日数と同日数期間の掲載延長を行うものとする。ただし、天災、事変その他の非常事態による場合は対応をしないものとする。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の掲載募集は、必要に応じ町ホームページ及び広報紙等により公募するものとする。また、要綱第7条の規定による申請は広告掲載の開始を希望する日の30日前までに富加町広告掲載申込書(別記様式第1号)に広告案を添付して町長に提出するものとする。

(掲載料金)

第7条 広告の掲載料金は、1枠につき1か月3,000円(富加町内に本店・本部を構える事業所等については1枠につき1か月2,000円)とする。ただし、要綱第8条第3項第1号、第2号に定めるもの及び第4号のうち、町が誘致、斡旋した企業の広告(操業開始するまでの間)については無料とする。

2 広告主は、広告を掲載する月(複数月にわたり連続して掲載する場合は掲載開始月)の前月20日までに、広告掲載料を納付するものとする。

(原稿の提出)

第8条 版下原稿の作成は広告主の負担において行い、掲載しようとする広告原稿を町の指示する期日までに、町の指示する方法により提出するものとする。

(準用規定)

第9条 要綱第3条第1項及び第2項の規定は、広告のリンク先として広告主が指定するウェブの内容についても準用する。

附 則

この告示は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。